

公益社団法人北九州市獣医師会 細則

第1章 総則

(根拠)

第1条

公益社団法人北九州市獣医師会定款（以下「定款」という）第60条に基づきこの法人の運営細則を定める。

第2章 会員等

(会員区分と区分変更)

第2条

定款第5条第1項を次のとおり区分する。

(1) 正会員

① 小動物臨床会員

北九州市内で小動物診療施設を管理する獣医師

② 勤務会員

北九州市内に小動物診療施設以外の勤務先を有する、または有していた獣医師

③ シニア会員

小動物臨床会員に所属していた獣医師

(2) 準会員

正会員もしくは名誉会員が管理する診療施設、またはこの法人が運営する夜間救急動物病院に勤務する獣医師

(3) 賛助会員

① 団体会員

この法人の事業を賛助するために入会した団体

② 個人会員

この法人の事業を賛助するために入会した個人

(4) 名誉会員

この法人に功労があつて、理事会で審議し、定款第13条第2項に定める総会において推薦され承認された獣医師

(議決権)

第3条

正会員は定款第17条による総会の通知を受けたときには、総会に出席して意見を述べ、議決に加わるものとする。

2 正会員が総会に欠席する場合は、書面で議決権を行使するか委任状を提出しなければならない。

(会員区分の変更)

第4条

会員の区分変更については別に定める。

(入会)

第5条

定款第6条第2項の入会基準を次のとおり定める。

- 2 この細則第2条第1項の会員区分の条件を満たすもの。
- 3 次の条件に抵触する者は、原則として入会できない。ただし、第5号は第2条第1項第3号の賛助会員には適用しない。
 - (1) 成年後見又は保佐開始の審判をうけている者
 - (2) 禁固以上の刑に処せられた者
 - (3) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の事業を妨げ、目的に反する行為を行った前歴のある者
 - (4) 入会申込書に虚偽の記載をした者
 - (5) 動物の販売及び販売手数料を得ている者。なお、診療施設内で他の者が動物の販売を行っている場合も含む。

(入会日)

第6条

入会金及び会費の納入の日をもって入会日とする。

(除名)

第7条

第5条第3項について、入会后、虚偽の事実が判明した場合、その会員は除名されることがある。

(入会金及び会費)

第8条

定款第7条第2項の入会金及び会費は別に定める。

(会費の納入)

第9条

年会費は、事業年度が始まってから5箇月以内に一括納入とする。

第3章 役員

(選任)

第10条

理事及び監事の選任は、総会で別に定める「役員選任規程」による。

(職務)

第11条

専務理事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) この法人の財務を把握する
- (2) 総会において必要に応じて会計報告を行う

第12条

緊急を要する会務の処理については会長、副会長、専務理事にて決定し、理事会にこれを報告して承認を得なければならない。

第4章 委員会

(委員会)

第13条

理事会は、会務運営のため必要に応じ各種委員会を設置し、委員長及び委員を任命することができる。但し、それらは理事及び理事会の責任と権限を侵すことがあってはならない。

- 2 委員の定数及び任期は理事会で定める。
- 3 委員長は必要に応じて理事会に出席し、自身が所属する委員会に関わる事項について発言することができる。

第5章 部会

(部会)

第14条

本会の事業の円滑な運営に資するため、部会を設けることができる。

- 2 前項に規定する部会について必要な事項は、別に定める。

第6章 資産及び会計

(備え付け帳簿及び書類)

第15条

この法人は、定款第60条に定める次の各号に掲げる帳簿及び書類等を事務所に備える。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 登記簿謄本
- (5) 定款に定める機関（理事会及び社員総会）の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 役員等の報酬規程
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告書及び計算書類等
- (10) 会計監査報告書
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによる。

(現金の管理等)

第 16 条

現金は、理事会において指定した銀行に会の名義をもって預金するものとする。

第 17 条

経理の収入、支出は、すべて証憑書類により番号を附し、収入、支出伝票を作成し、会長、財務担当理事の認印を受け、所定の帳簿に記入する。

第 7 章 弔慰金及び傷病見舞金

(弔慰金及び傷病見舞金)

第 18 条

弔慰金、見舞金に関し次のように定める。

- (1) 会員及び会員の配偶者に対し弔慰金を給付する
 - (2) 関連団体に対し弔慰金を給付する
 - (3) 不慮の災害、傷病等に対し見舞金を給付する
- 2 弔慰金の給付額は別に定める
 - 3 入院、自宅療養、公務による疾病、不慮の災害等で会員に傷病見舞金を給付する場合、理事会において決定する。
 - 4 第 1 項に要する経費および給付額を改廃するときは、理事会で決定する。

第 8 章 細則の改廃

(細則の改廃)

第 19 条

この細則の改廃は、理事会の発議により、総会において行う。

(附則)

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

この細則は、平成 26 年 2 月 28 日より施行する。

この細則は、平成 27 年 5 月 29 日より施行する。

この細則は、平成 29 年 5 月 31 日より施行する。

この細則は、令和 4 年 5 月 27 日より施行する。